

南米（ブラジル）への県産品PR・販路開拓促進事業  
業務委託仕様書

1 委託業務名

南米（ブラジル）への県産品PR・販路開拓促進事業

2 目的

茨城県人会が存在し、本県と関係の深い南米（ブラジル）への県産品輸出に関心のある県内事業者へ、現地での商品PRなどのビジネス機会を提供し、南米への県産品の販路開拓を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 委託業務の内容

本事業は、南米（ブラジル）向けに本県産品の販路開拓を図るため、南米での県産品PRに関する諸業務を委託する。

(1) 対象国・地域

南米（ブラジル）

ただし、受託者の有する強みを活かした南米内複数国での実施も差し支えない。

(2) 事業項目

ア 取扱商品の選定

- ・ 県と協議のうえ、本県産の食材（加工品を含む）などの中から選定
- ・ 日本の輸出規制及び南米（ブラジル）の輸入規制についての調査
- ・ 取扱商品の最終決定

イ 現地プロモーションの実施計画立案

- ・ 現地消費者やバイヤー等を対象とした展示会等の開催状況の調査、出展可能性の検討
- ・ 効果的なPRとなるターゲットの調査、選定（高級レストランや富裕層等）
- ・ 現地茨城県人会など、県産品の販路拡大に継続した協力が見込まれる団体等と連携したPR方法の検討
- ・ 茨城県と縁のある現地著名人等と協力したPR方法の調査・検討
- ・ 日本食関連のインフルエンサー等の活用可能性の調査
- ・ その他、南米（ブラジル）の現地事情等を踏まえ、効果的と考えられるPR方法の検討

- ・ 県と協議のうえ、令和7年度における県産品のプロモーション計画の作成
- ウ 商品提案用資料の作成
  - ・ 構成、デザイン等の日本語案の作成
  - ・ 必要に応じて、県産品の使い方・レシピ等を作成
  - ・ 商品情報等のポルトガル語への翻訳
- エ 商品サンプルの輸送
  - ・ 商品サンプルの日本から南米（ブラジル）までの輸送（安価な輸送方法の検討を含む）
  - ・ 通関や検疫に係る手続き等の業務の実施
- オ 南米（ブラジル）におけるプロモーションの実施
  - ・ 上記イで策定したプロモーション計画に基づく県産品PRの実施
  - ・ 現地消費者やバイヤー等へのニーズ調査
- カ 営業代行・オンライン商談
  - ・ プロモーションの結果を検証し、個別営業の実施
  - ・ 必要に応じ、県内事業者とバイヤー等とのオンライン商談会の実施
- キ フォローアップ
  - ・ 展示会やイベント等への来訪者等に対するヒアリング実施など、継続的なフォローアップを実施
  - ・ 商談成立した場合の取引に関する適切な支援を実施
  - ・ 県内事業者へのフィードバックの実施
- ク 運営管理
- ケ その他
  - ・ 業務実施にあたり、必要に応じて在南米茨城県人会に現地の状況などを聴取することができる。
  - [参考] ブラジル茨城県人会（サンパウロ市）
  - ・ 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、県と協議のうえ、必要に応じて仕様書の内容を適宜修正できるものとする。

### (3) 業務完了報告書の作成

業務完了後、業務完了報告書（上記事業を記録した写真等、作成資料）を提出すること。

#### ア 提出期限

本事業完了の日から起算して 60 日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出すること。

#### イ 提出方法

原則として、様式は任意とするが、県との協議により決定すること。

#### ウ 記載内容

- ・ 業務実施の結果概要
- ・ 今後の販路開拓に向けた課題、分析、対応策等
- ・ その他委託業務に係る事項

## 5 委託要件等

### (1) 受託者について

受託者は、以下のすべてを満たす者とする。

- ・ 南米（ブラジル）へ本県産品を輸出するルートが確立された、または確立できる輸出業者等
- ・ 南米でのPR事業を運営した実績がある事業者等

### (2) 再委託の制限

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、その一部を委託することができる。

### (3) 事業の実施

実施にあたっては、関係法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、委託者と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

当初計画した内容の実施が困難となった場合等における事業の実施及び事業費の余剰分については、県と協議するものとする。

### (4) 疑義

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度委託者と協議し、その指示に従うものとする。

### (5) 秘密保持

受託者及び受託者が事業実施のため雇用した者は、正当な理由がなく業務上知り得た情報を第三者に漏らしたり、公言したりしてはならない。

### (6) 知的財産権の取扱

この事業により生じた特許権等の知的財産権は県に帰属する。

### (7) 成果品の帰属

成果品の所有権は、すべて県に帰属するものとし、県の承諾を得ずして公表、貸与、使用してはならない。